

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和 7 年 2 月 28 日（金） 公共施設のあり方等調査特別委員会終了後
 ☆ 会 議 室 第 1・2 委員会室

☆ 協 議 事 項	結 果
1 政務活動費の手引きの見直しについて	左記のとおり
政務活動費における自家用車の使用が認められたことに伴い、正副委員長案のとおり、「政務活動費運用に関する申し合わせ」の内容とその様式について、一部改正することが了承された。また、この件について、今後、議会運営委員会で諮ることが了承された。	
2 地方自治法第 92 条の 2 の改正に関する対応について	左記のとおり
地方自治法第 92 条の 2 の改正に関する対応について、「桐生市議会議員政治倫理条例」を改正するのか、議員個人の請負状況の透明性を確保するための条例を制定するのかについては、来年度以降も協議を引き継いで行っていくことが了承された。	
3 議会モニターについて	左記のとおり
議会モニターから出された意見（12 月分：1 件、2 月分：1 件）への回答について、正副委員長案を配付し、修正意見等があれば 3 月 10 日までに正副委員長へ連絡することとした。軽微な修正であれば、正副委員長一任とし、正副議長にも確認いただいた後、桐生市議会の回答として、3 月下旬にホームページへ掲載することが了承された。	
議会モニター会議を 3 月 11 日（火）の午後 7 時から委員会室で、議会モニターと正副議長、議会改革調査特別委員会の委員で開催することが報告された。	
議会運営に直結する意見をより多くいただける形にするため、「桐生市議会モニター募集要項」を一部変更することが了承された。	
公募の議会モニターの任期を最大 2 期までとするため、「桐生市議会モニター設置要綱」を一部改正することが了承された。	
今後、議会モニターの任期のはじめに行う説明会を開催し、議会モニターの活動内容を説明していくことが了承された。	
次回の議会モニターについては、令和 7 年 5 月 1 日から募集を開始して、任期は委嘱の日から令和 8 年 3 月までとすることが了承された。	
4 議会報告会・意見交換会について	左記のとおり
11 月 20 日に相生公民館で開催の議会報告会・意見交換会及び 2 月 13 日に梅田公民館で開催の議会報告会・意見交換会のアンケートにおける意見・質問に対する回答について正副委員長案を配付し、回答案に修正等があれば、3 月 10 日までに正副委員長	

まで連絡することとした。軽微な修正であれば、正副委員長一任とし、正副議長にも	
確認いただいた後、桐生市議会の回答として全議員へのソーター配付、各公民館及び	
各支所等への配付、議会のホームページでの公開をすることが了承された。	
議会報告会・意見交換会の開催内容を大幅に変えていくため、正副委員長案につい	
て説明を行い、この変更案を基に今後も協議を進めていくことが了承された。	
新たな開催形式を決定し、開催の準備が整うまで、議会報告会・意見交換会を一旦	
休止することが了承された。	
5 議会基本条例の検証について	左記のとおり
正副委員長が作成した「桐生市議会基本条例検証報告書案」について説明を行い、	
検証報告書案について意見等がある場合は、3月10日までに正副委員長へ連絡するこ	
ととし、意見を反映した検証報告書案を次回の委員会において確認・協議した後、報	
告書を完成させることが了承された。	
6 その他	左記のとおり
なし	